

資料 1 - 1

消食基令和 7 年第 726 号
令和 8 年 1 月 8 日

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝 殿

内閣総理大臣 高市 早苗
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

R F E 8922 株を利用して生産されたりボフラビン



RFE8922 株を利用して生産されたリボフラビンに係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

- 品目：RFE8922 株を利用して生産されたリボフラビン
- 遺伝子組換え添加物に係る申請日・申請者：
令和7年 12 月 1 日・DSM株式会社
- 食品健康影響評価の依頼に係る根拠規定：
食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 24 条第 1 項第 14 号等

2. 遺伝子組換えの概要

- 宿主：*Bacillus subtilis* RB50
- 導入遺伝子：
リボフラビン生合成関連遺伝子 (*Sinorhizobium meliloti* 由来) 等
- 遺伝子組換えの目的：生産性の向上

3. 利用目的及び利用方法

本品目は、主に栄養強化または着色の目的で、パン類、菓子類、スポーツ飲料、マヨネーズ等の一般食品及びサプリメントなどの栄養補助食品に使用される。用途及び使用形態は従来のリボフラビンと相違はない。

4. 海外の状況

本品目は、EU 諸国、北中南米及びアジア諸国において評価等の対象外とされている。

5. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める。